

1 趣旨

- (1) 「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）において、通知・届出・報告、公示・公告等に係る義務付け・枠付けの見直し措置が決定された。
- (2) (1)を踏まえ、現在、国会に提出されている「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、自動車等の運転禁止等の報告に係る事項を国家公安委員会から各都道府県公安委員会に通報することとする規定を道路交通法（以下「法」という。）に追加することとしている。
- (3) 同法の施行に伴い、道路交通法施行令の規定について所要の改正を行うもの。

2 内容

- (1) 現在、道路交通法施行令第43条の2において、
 - ・ 放置違反金の納付命令等に関する報告の受理及び都道府県公安委員会への通報（法51条の6第1項）
 - ・ 放置違反金の納付の督促等の報告に係る事項の国土交通大臣等への通知（法第51条の6第2項）
 - ・ 免許等に関する事務に係る報告の受理及び都道府県公安委員会への通報（法第106条）
 - ・ 自動車等の運転禁止等の報告の受理（法第107条の6）に関する事務は、警察庁長官が行うこととしている。
- (2) この度、自動車等の運転禁止等の報告に係る事項を国家公安委員会から都道府県公安委員会へ通報することとする規定が法に追加されることから、同通報に関する事務についても国家公安委員会から警察庁長官に委任することとする。
- (3) この政令は、公布の日から施行する（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律と同日に公布予定。）。

1 開催日時等

- 平成25年5月28日（火） 閣議前
- 内閣総理大臣、国家公安委員会委員長ほか各閣僚等

2 会議の内容

(1) 「犯罪に強い社会の実現のための新たな行動計画の策定の基本方針」の決定

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づく各種施策の推進により、刑法犯認知件数の減少等一定の治安の改善はみられるものの、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロや組織犯罪の脅威の深刻化等の治安上の重大な脅威に直面していること等を踏まえ、平成25年12月をめどに以下の考え方を基本とする新たな「行動計画」を策定する。

ア 基本的な取組方針

- 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築
- 犯罪やテロに強い社会の構築
- 治安基盤の強化

イ 重点取組分野

- サイバー犯罪・サイバー攻撃対策
- テロ対策・カウンターインテリジェンス等
- 再犯防止対策
- 組織犯罪対策
- 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪への対策
- 不法滞在対策と外国人と共生できる社会の実現

(2) 「第二次児童ポルノ排除総合対策」の決定（内閣府）

平成22年7月に決定された「児童ポルノ排除総合対策」を改定するもの。

(3) 「復旧・復興事業からの暴力団排除」の報告

国家公安委員会委員長から、平成25年4月26日の暴力団取締り等総合対策ワーキングチームで決定された「復旧・復興事業からの暴力団排除」の取組について報告がなされる。

(4) その他

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008の進捗状況」等について報告がなされる。

公安委員会

説明資料 No. 3

警察庁長官に対する開示請求の決定について

(行政機関個人情報保護法関係)

平成25年5月23日

総務課

(略)

公安委員会	「第二次児童ポルノ排除総合	平成25年5月23日
説明資料No. 4	対策」案の策定について	少年課

1 経緯

平成22年7月の犯罪対策閣僚会議で「児童ポルノ排除総合対策」が策定されてから3年が経過することから、現在の情勢を踏まえて、児童ポルノを排除するための総合対策を更に進めていくため、関係省庁の協議を経て、内閣府において「第二次児童ポルノ排除総合対策」の案が取りまとめられたもの。

2 主な内容（下線は主な改定部分）

(1) 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進

児童ポルノの排除に向けた国民運動を効果的に推進するため、公開シンポジウムの開催、広報・啓発活動等を実施する。（内閣府、警察庁等）

(2) 被害防止対策の推進

インターネットの危険性等に関する広報・啓発活動を推進するほか、スマートフォンの無線LAN回線等に係るフィルタリングの普及促進のため、広報・啓発活動の推進、携帯電話事業者等による取組の支援等を行う。（警察庁、内閣府、総務省等）

(3) インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

違法情報の排除に向けた取組を推進するとともに、ブロックの実効性向上に向けた諸対策、ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策等を推進する。（警察庁、総務省等）

(4) 被害児童の早期発見及び支援活動の推進

学校関係者等の意識啓発や相談体制の充実等により被害児童の早期発見を図るとともに、カウンセリング態勢の充実、被害児童の支援担当者への教養の充実等を推進する。（警察庁、文科省、厚労省等）

(5) 児童ポルノ事犯の取締りの強化

低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯やファイル共有ソフト利用事犯等悪質な児童ポルノ事犯に重点を置いた捜査を強化するとともに、教養の充実等を通じて捜査能力の向上を図る。（警察庁、法務省）

(6) 諸外国との協力体制の構築と国際連携の強化等

外国捜査機関等との連携を強化するとともに、児童ポルノに関わる規制についての検討に資するよう、諸外国の児童ポルノ関連法規制等に関する調査を引き続き行う。（警察庁、外務省等）

3 今後の予定

- 5月24日に開催される児童ポルノ排除対策ワーキングチーム（関係省庁局長級会合）で案を取りまとめ。
- 5月28日開催予定の犯罪対策閣僚会議第20回会合において報告、決定。

1 情報セキュリティ政策会議

平成17年5月、IT戦略本部決定により、官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策の推進を図るため、戦略本部の下に設置。

議長：内閣官房長官

議長代理：情報通信技術（IT）政策担当大臣

構成員：国家公安委員会委員長、総務大臣、経済産業大臣、防衛大臣及び有識者6名

2 開催日

平成25年5月21日（火）8時40分～9時40分 於 総理大臣官邸2階小ホール

3 主な議題

(1) 新たな情報セキュリティ戦略（サイバーセキュリティ戦略）パブリックコメント案について

サイバー空間を取り巻くリスクの深刻化等を踏まえ、サイバーセキュリティ戦略では、国家の安全保障・危機管理、社会経済の発展、国民の安全・安心確保のため、「世界を率先する強靱で活力あるサイバー空間」を構築することにより、サイバーセキュリティ立国を実現することとしている。警察としては、以下の取組等を推進。

- ・ サイバー攻撃等に関する捜査力及び解析力の強化
- ・ 日本版NCFTAの創設等、民間事業者等の知見を活用した取組の強化
- ・ 事後追跡可能性を確保するためのログの保存の在り方等に関する検討

(2) 「サイバーセキュリティ2013（仮称）」の策定について

サイバーセキュリティ戦略に基づき、2013年度及び2014年度に実施する施策をとりまとめる方針について示された。

4 今後の予定

- 5月：サイバーセキュリティ戦略のパブリックコメント受付
- 6月：サイバーセキュリティ戦略及びサイバーセキュリティ2013の決定（政策会議の開催）

1 経緯

質屋営業法は、質屋について、質物の鑑定、保管、売却等につき、自らの責任において行わなければならない、防犯上の義務等を履行するための特別な経費負担等の特殊性を有していることに鑑み、利息の上限の特例を認めており、貸金業法上も質屋には貸金業法の規制が及ばないこととされている。

昨今、この利息の特例及び貸金業法の適用除外に目を付けた者が、質屋を仮装して公的給付金受給者に担保価値の無い質物を質置きさせた上、質置主の給付金受給口座に自動引落しサービスを設定させ、高額な金利等の引落しを行う事犯が発生している。

2 警察庁における対応策

(1) 実態把握及び取締りの強化

質屋営業を仮装したヤミ金融事犯が暴力団の資金獲得活動として行われ得ることも踏まえ、組織犯罪対策部門を含む都道府県警察捜査部門に対して、質物の金銭的価値が著しく乏しい場合等については「質屋営業」に該当せず、貸金業法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規制を受け得る旨の解釈を示すとともに、質屋営業を仮装したヤミ金融事犯の実態把握のための着眼点を示し、これら事犯に係る情報収集活動及び取締りに努めるよう示達した。

(2) 広報啓発活動

質屋を仮装したヤミ金融事犯の被害者の多くが、公的年金その他の公的給付金受給者であることを踏まえ、広報用資料を各都道府県警察に配布し、警察署・交番への掲示、高齢者宅への巡回連絡、公的給付金支給に係る公的機関窓口への掲示等に努めるよう示達した。

(3) 関係省庁・団体との連携

本年1月31日、一般社団法人全国銀行協会に対して、質屋名義口座を引落とし先とする自動引落しサービスを設定しないこと等を内容とする要請を行ったところであるが、現在、質屋を仮装したヤミ金融事犯の未然防止及び取締りに効果的な方策について、同協会及び金融庁と協議を行っている。

1 概要

六代目山口組二代目弘道会傘下組織の組長A及び組員Bが、共謀して、平成22年9月3日、暴力団との付き合いを拒絶していた飲食店に放火し、同店員（当時27歳）を死亡させた放火殺人事件に関し、被害者遺族が原告となり、暴対法31条の2等の規定に基づき、六代目山口組組長等に対する損害賠償請求訴訟を提起したものの。

※ 暴対法31条の2は、平成20年の暴対法改正により民法715条（使用者責任）の特則として整備されたものであり、指定暴力団員が、所属する指定暴力団の威力を利用して資金を得る行為等を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、当該指定暴力団の代表者等が損害を賠償する責任を負う旨規定している。

2 訴訟提起の状況

(1) 訴状提出日・提出先

平成25年5月20日に名古屋地方裁判所へ提訴

(2) 訴額

約1億5,520万円

(3) 訴訟当事者

ア 原告

被害者の両親

イ 被告

六代目山口組組長及び同組若頭

※ 併せて、A及びBの不法行為責任（民法709条及び719条）並びに系列上部組織組長の使用者責任（民法715条）を追及。

(4) 刑事裁判の状況

本件の刑事裁判においては、Aについては無期懲役、Bについては懲役30年の刑が確定している。

3 参考事項

暴対法31条の2を活用した代表者等に対する損害賠償責任訴訟は、本件で9件目。これまでに4件で原告有利の和解が成立している（残る4件は訴訟係属中）。